

富山県人権教育・啓発に関する基本計画（仮称）

（素案）

目 次

第1章 基本的考え方	
1 基本計画策定の趣旨	1
2 基本計画の目標	7
3 基本計画の基本理念	7
4 基本計画の性格	8
第2章 人権問題の課題と現状	
1 女性	9
2 子ども	11
3 高齢者	12
4 障害者	14
5 HIV感染者等	15
6 ハンセン病患者・元患者等	16
7 犯罪 被害者等	16
8 同和問題	17
9 アイヌの人々	18
10 外国人	19
11 刑を終えて出所した人等	19
12 インターネットによる人権侵害	20
13 その他	20
第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	
1 学校教育	21
2 社会教育	23
3 企業その他一般社会	25
4 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	27
第4章 重要課題への対応	
1 女性	30
2 子ども	31
3 高齢者	32
4 障害者	34
5 HIV感染者等	36
6 ハンセン病患者・元患者等	37
7 犯罪被害者等	38
8 同和問題	38
9 アイヌの人々	39
10 外国人	39
11 刑を終えて出所した人等	40
12 インターネットによる人権侵害	41
13 その他	41
第5章 計画の推進	
1 基本計画の推進体制	41
2 国・市町村等との連携	42
3 国際化社会への対応	42
4 基本計画の見直し	42

第 1 章 基本的な考え方

1 基本計画策定の趣旨

(1) 基本計画策定の背景

ア 国際社会における取組

(ア) 世界人権宣言

世界の平和や安全を維持し、すべての人々の人権や基本的自由を実現するため、1945(昭和 20)年 10 月、国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。

その国連憲章で定められた人権と基本的自由の具体的な内容は、世界人権宣言としてとりまとめられ、1948(昭和 23)年 12 月に開催された第 3 回国連総会において採択されました。

世界人権宣言は、前文と 30 カ条で構成され、生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての基準を示し、「すべての人がいかなる事由による差別を受けることなく、これらの人権を享有すべきである。」と宣言しています。

特に、第 1 条においては「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。」と規定しています。

(イ) 国際人権規約等人権関係の諸条約

世界人権宣言を実効あるものとするため、1966(昭和 41)年 12 月、第 21 回国連総会において国際人権規約が採択されました。

この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(「A 規約」)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(「B 規約」)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」から成り立っています。

さらに、個別の人権の保障のため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」(1965(昭和 40)年 12 月採択)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」(1979(昭和 54)年 12 月採択)、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1989

(平成元)年 11 月採択) など、多くの条約が採択されています。

(ウ) 人権教育のための国連 10 年

東西冷戦の終結後世界各地において、人種、宗教の対立などによる地域紛争が頻発し、人権侵害や難民の発生など、深刻な状況が続いていました。

一方、東西対立の崩壊を契機として、人権問題に取り組む気運が次第に高まりを見せました。

1993(平成 5)年 6 月、ウィーンで開催された世界人権会議における勧告(「ウィーン宣言」)などを受けて、1994(平成 6)年 12 月、第 49 回国連総会において、「人権教育のための国連 10 年」の決議と行動計画が採択されました。

この行動計画において、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、行動計画の目的を次のとおりとしています。

あらゆる段階の学校、職業研修、及び公的、非公的な学習の場において、人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること

国際社会、地域、国内及び地方のレベルにおいて、人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること

人権教育教材の調整のとれた開発

人権教育の促進に果たすマス・メディアの役割と能力の強化

世界人権宣言をできる限り多くの言語、並びに様々なレベルの識字能力の人々及び障害を持つ人々に適するような言語以外の形式で世界的に普及させること

(エ) 人権教育のための世界計画

2004(平成 16)年 12 月の第 59 回国連総会において、「人権教育のための国連 10 年(1995 - 2004 年)」の終了をうけ、「人権教育のための世界計画」の実施を定めた決議が採択されました。その後、同計画の第 1 フェーズ(2005 ~ 2007 年)行動計画草案に対する各国との調整が行われて、2005(平成 17)年 7 月には行動計画改訂案の採択等を定めた決議が採択されました(両決議とも我が国は共同提案国)。

イ 国内における取組

(ア) 憲法

我が国の最高法規である憲法では、基本的人権の尊重を、国民主権、永久平和主義とともに、その基本原理としています。

そして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第11条)と規定しています。

また、人権の本質は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」(第97条)と規定しています。

このほか、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」など、多くの人権に関する条約が批准されています。

(イ) 人権擁護施策推進法

人権尊重を基本原理とする憲法の下において、人権尊重に関する認識が高まってきました。

しかしながら、時として、社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条や性別による不当な差別などの人権侵害が発生し、また、国際化、情報化、高齢化、少子化等による社会情勢の変化等に伴い、人権に関する新しい課題も生じてきました。

こうした状況のなか、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向けた、今後の方策の基本的あり方について検討した地域改善対策協議会は、1996(平成8)年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進と人権侵害による被害の救済等の充実強化を求めました。

そして、差別意識の解消を図るための教育・啓発については、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、発展的に再構築すべきであると提言しました。

さらに、1996(平成8)年12月、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的として、「人権擁護施策推進法」が制定されました。

この法律においては、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策の推進が、国の責務であることを明記しています。

また、施策の基本的事項を調査審議するため、人権擁護推進審議会が設置され、1999(平成 11)年 7 月に、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、2001(平成 13)年 5 月に、「人権救済制度の在り方について」の答申が行われています。

(ウ)「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

第 49 回国連総会において採択された「人権教育のための国連 10 年行動計画」を受けて、政府は 1995(平成 7)年 12 月、内閣に人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、さらに 1997(平成 9)年 7 月、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」(以下「国内行動計画」という。)を策定し、人権教育の推進を図ってきました。

この国内行動計画においては、人権教育の意義を「人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。」としています。

そして、人権教育の推進にあたっては、1996(平成 8)年 5 月の地域改善対策協議会意見具申で述べられている「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の重要な責務であると言うべきである。」との趣旨を踏まえていくことが重要であるとしています。

また、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築すること」を目的とし、「あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行う」ことを目標としています。

さらに、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化」とするとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの

人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人など、人権が侵害されているか、もしくは人権保障が十分でない人々に対し積極的に擁護していくこととされています。

(エ)「人権教育のための国連 10 年」に関する富山県行動計画

国内行動計画においては、「人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。」とし、さらに、「このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」としています。

富山県においては、従来から、県民の人権尊重意識の高揚を図るため、様々な教育・啓発施策に取り組んでいましたが、県民の間に人権に関しての正しい理解が必ずしも十分には得られていない状況にあると思われました。

このような状況を踏まえ、本県における人権教育・啓発に関する基本方針や施策の方向を示すため、2000(平成 12)年 3 月に『人権教育のための国連 10 年』に関する富山県行動計画(以下「富山県行動計画」という。)を策定しました。

(オ)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

政府は、国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきましたが、より一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、2000(平成 12)年 11 月、議員立法により法案が提出され、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が 2000(平成 12)年 12 月に制定されました。

同法第 2 条で、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義しています。

(カ) 人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、以下の方針のもと「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が、2002(平成14)年3月に策定されました。

広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望のもとに策定する。

国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。

人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。

基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画策定の趣旨

2002(平成14)年に策定された国の基本計画は、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する。」としています。

富山県においては、富山県行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が2004(平成16)年に終了したことや、富山県行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害者など個々の人権問題に対応するための法律が順次整備されてきたことなども踏まえ、国の基本計画の趣旨に沿って富山県行動計画の内容の見直しを行うとともに名称も新たに「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」(仮称)と改めることとしたものです。

2 基本計画の目標

様々な人権課題が存在する要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や、因習的な意識、あるいは、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮等があげられます。

また、県民一人ひとりに、個々の人権問題を正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが必ずしも十分に備わっているとは言えないことが、差別や偏見につながっている側面もあると言われてしています。

人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、県民一人ひとりが、人権尊重の理念を正しく理解することが重要です。

そのためには、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が、日常生活においてもその態度や行動に現れるような人権感覚が十分備わっていくことが大切です。

これはもちろん、県民一人ひとりの心のあり方にかかわるものであることから、本来、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが望ましく、県民一人ひとりが自分自身の課題として、人権尊重の理念に関する理解を深めることが肝要です。

しかし、不当な差別のような一方的な人権侵害など様々な人権課題がある現状においては、人権教育・啓発に関する施策の推進の責務を負う国が、積極的な施策の推進を図ることはもとより、県が市町村その他の関係機関と連携しながら、県民の理解と努力を促すことが重要です。

本計画は、人権の尊重が人々の意識と行動に定着するという意味において、「人権」という普遍的文化が創造されることを目標とします。

3 基本計画の基本理念

人権は、社会を構成するすべての人々が、個人としての生存と自由を確保し、幸福な生活を営むうえにおいて、基本となる権利であり、それは人間の固有の尊厳に由来します。

そして、人権の尊重とは、人は誰しもかけがえのない価値と尊厳を持っており、人間一人ひとりが異なる存在であることを認め合うことに他なりません。

しかしながら、我が国においては、異質なものに同質化を求め、従わないものを

排除し、また、同質なものの中にも序列や異質なものをつくり出す意識が今なお存在しています。

また、地方は一般的に保守的であるとされていますが、富山県においても、その傾向が強いとされています。

「保守的」であるが故に、古いしきたりや風習に固執したり、閉鎖的になりがちであるとの指摘もあります。

このため、進んで事を成そうとする「進取の気性」を大いにのばすことにより、個々人が自信をもって自分の考えなどを表現し、行動できる環境や風潮を高めていくことが大切です。

近年、国際化、ボーダーレス化が著しく進展する中であって、広く県民の間に多元的文化、多様性を受け容れる心を育てていくことが強く求められています。

つまり、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、すなわち、人権の共存を図ることが極めて重要です。

「人権の世紀」と言われる21世紀において、広く県民の間に共生の心を育むことにより、県民一人ひとりの人権が守られ、すべての県民が安全で心豊かに暮らせるような社会の実現をめざし、本計画を策定するものです。

4 基本計画の性格

- (1) 本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び同法に基づく国の基本計画の趣旨に沿って、富山県が今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにするとともに具体的施策の方向を示すものです。
- (2) また、富山県が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権教育・啓発に関する基本計画としての性格を有するものです。

第2章 人権問題の課題と現状

我が国においては、憲法の下において、人権尊重主義は定着しつつありますが、今もなお、様々な人権問題が存在している状況にあります。

また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会情勢の急激な変化なども、人権問題を複雑化させている要因となっています。

主な人権問題の課題と現状をみると、次のとおりとなっています。

1 女性

我が国の女性の人権保障は、参政権や教育分野における男女の機会均等、及び教育内容の平等化に始まり、憲法においても、性別等による政治的、経済的、社会的関係における差別を禁止するとともに、家庭生活における両性の平等が明文化されることによって、法的には男女の平等な取扱いが保障されることになりました。

しかし、現実には、“男性と女性は同じ人間として尊厳や価値において平等だが、生まれ持った特性・機能が違うのだから、それに応じて異なった役割を与えられていても差別に当たらない”という「特性論」の考え方が根強く、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が固定化され、女性の社会進出を阻んできました。

このような事象は我が国特有のものではなく、世界的に見られたことから、その特性論を払拭し、実質的な平等を達成しようとする動きが活発になり、1979(昭和54)年12月、国連において、「女子差別撤廃条約」が採択されました。

我が国においては、この条約の批准等を契機に、男女平等の実質化に向けて、法体系の整備等が図られてきました。

1999(平成11)年6月には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、これを受けて、2000(平成12)年12月に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、女性に対する暴力問題に関しては、2000(平成12)年11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されたのに続き、2001(平成13)年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布、一部施行

(翌年4月完全施行)され、同年から、毎年11月12日から同月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として様々な取組が行われています。

本県においては、2001(平成13)年4月に、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現をめざしていくため「富山県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、同年11月には、条例に基づく県の基本的な計画として「富山県民男女共同参画計画 - とともに輝く共生プラン - 」を策定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けての取組を進めています。

しかしながら、2004(平成16)年12月に本県が実施した男女共同参画社会に関する意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」が40.0%に対して、「反対」が43.8%と、平成2年の調査開始以来、初めて反対が賛成を上回る一方で、家庭、職場、社会通念・慣習などいずれの分野においても、「男女の地位に対する不平等感」を持っている女性が依然として多いという結果になっています。

このように、本県においては、意識面では固定的な性別役割分担意識の減少傾向がみられるものの、実態面では依然として女性の不平等感に根強い面があります。

さらに、家庭においては、家事や子育て、家族の介護は、女性の役割という意識が依然として存在し、女性の社会進出が進む中であって、女性に対し過重な負担がかかるケースも多く見受けられます。

また、本県の女性の就業率(2000(平成12)年51.5%、全国46.2%、2000(平成12)年国勢調査)は全国平均を上回っていますが、その中であって、民間事業所における女性の管理職への登用率(女性雇用者に占める管理的職業従事者の割合2000(平成12)年3.4%、全国4.5%、2000(平成12)年国勢調査)は低いほか、賃金面での男女格差(決まって支給する現金給与額2004(平成16)年男327.5千円女217.1千円、全国男367.7千円女241.7千円、2004(平成16)年賃金構造基本統計調査)も見られます。

女性に対する暴力問題に関しては、被害が顕在化(県民共生センター及び女性相談センターにおける相談件数2001(平成13)年度803件、2004(平成16)年度2,431件)するなか、2002(平成14)年から、「女性への暴力根絶キャンペーン」を実施しているほか、2006(平成18)年3月には「富山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、配偶者等からの暴力防止対策の推進に取り組んでいます。

このほか、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、インターネット等新た

なメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化等の問題もあります。

人権に関する県民意識調査（2004(平成 16)年 3 月富山県調査）においても、「職場における差別待遇」、「性別による固定的な役割分担意識を他の人に押しつけること」、「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント」などが、女性に関する事柄で人権上問題があると思われる、と多くの方が答えています。

2 子ども

我が国が 1994(平成 6)年 4 月に批准し、同年 5 月に発効した、いわゆる「子どもの権利条約」は、従来、子どもはもっぱら保護される客体であるにとらえられてきた「子ども観」の転換を求め、子どもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する主体にとらえています。

しかし、現実には、「子どもだから」「子どものためだから」などの理由により、子どもが一人の人間として自立していくうえで必要な権利を制限されていることが指摘されています。

また、近年、核家族化(核家族化世帯の割合 2000(平成 12)年 52.3% 全国 58.4%)や少子化(出生率人口千人当たり 2004(平成 16)年 8.5 人 全国 8.8 人)、共働き家庭の増加(共働率 2000(平成 12)年 58.3% 全国 44.9%)など、子どもたちが生まれ育つ家庭や地域の環境が大きく変化してきています。

その結果、子どもたちの健全な成長に好ましくない影響を及ぼし、子どもたちの間のいじめ、親等による子どもへの虐待など、様々な問題が生じています。

「いじめ」の原因や背景については、核家族化、少子化による子どもの対人関係の未熟さ、受験競争等によるストレスや、地域社会の正義感や連帯感の希薄化等が指摘されています。

また、「児童虐待」(児童相談所における処理件数 2004(平成 16)年度 192 件)は、主として家庭内で起こり、しかも親子の絆と愛憎が絡むものであることから顕在化しにくく、また、その対応にも相当な困難が伴います。

こうした問題の根底には、他人に対する思いやりや、いたわり、そして、自分の価値や尊厳が周囲の人々から尊重されているといった人権尊重の理念に対する正しい理解やこれを実践する態度が十分に備わっていないことがあると思われます。

こうした中であって、国においては、1999(平成 11)年 5 月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されました。

また、2000(平成12)年5月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定(2004(平成16)年10月に改正)され、同法の中で児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものと明文化され、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等が定められています。

さらに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする取組を推進するため、2003(平成15)年「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2004(平成16)年には「少子化社会対策大綱」及び「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画(子ども・子育て応援プラン)」が策定されています。

本県では、次世代育成支援対策推進法に基づく富山県行動計画として、次世代を担うかけがえのない子どもたちが、尊重され、たくましく健やかに育つ社会を形成するため、2006(平成18)年2月に、「未来とやま子育てプラン」を策定し、子どもの権利の尊重、児童虐待防止対策の充実、家庭や地域における子育ての支援、職場における子育て支援の促進、次世代の親となる「子ども・若者」の育成等少子化対策を含めた総合的な子ども政策を推進していくこととしています。

人権に関する県民意識調査においても、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめを行うこと」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」、「親がいうことを聞かない子どもに暴力を加えるなど虐待すること」などが、子どもに関する事柄で人権上問題があると思われる、と多くの方が答えています。

3 高齢者

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、1996(平成8)年には、総人口に占める65歳以上の人口の割合が15%以上に達し、2014(平成26)年には25%を超え、国民の4人に1人が高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。

特に、富山県の高齢化は全国平均を上回る早さで進んでいます(高齢人口比率 65歳以上 2004(平成16)年 22.7% 全国 19.5%)。

また、高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者が増加するものと推計されています。

しかし、加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減退は個々人で差があり、年齢で一律に判断することはできません。

現実には、心身の状況により様々なサービスを必要としたり、加齢による障害のために介護を要する高齢者が増加する一方で、働く意欲と能力を持ち、可能な限り自立して、快適な生活を送りたいと考えている高齢者も数多く存在することを念頭におく必要があります。

世界に例を見ない水準の高齢社会の到来を踏まえ、本県では、1994(平成 6)年 3 月、高齢者が健康で、生きがいをもっていきいきと暮らせる社会の形成をめざした「富山県高齢者保健福祉計画」を策定し、生きがいづくり・社会参加の促進などの施策に積極的に取り組んできました。

国においては 1995(平成 7)年、「高齢社会対策基本法」が制定され、その基本理念として、国民が生涯にわたって、「就業その他社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」、「社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」及び「健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」を構築することを定め、その基本的施策として、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境などの分野別に、国が講じるべき施策を掲げています。

また、同法に基づいて政府が作成した高齢社会対策大綱においては、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針を提示しています。

国際的にも、2002 年(平成 14)年 4 月、マドリッドで開催された第 2 回高齢者問題世界会議で採択された「高齢化に関するマドリッド国際行動計画 2002」において、「高齢者の地域社会及び経済に対する高齢者の貢献を認識し、奨励し、支援する」ことを、各国の政策立案者が取り組むべき優先事項としています。

しかしながら、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待、他の年齢層に比較して有効求人倍率が非常に低く、再就職が難しい高齢者の状況、高齢者の財産を本人に無断で家族等が処分する問題等が生じています。

このような様々な類型の高齢者に対する虐待等が深刻な状況となっていることから、2005(平成 17)年 11 月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

この法律では、65 歳以上の「高齢者」の権利の擁護に資することを目的に、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者による虐待防止のための支援や財産上の不当取引による被害の防止などを規定しています。

このようなことを踏まえ、本県では、2006（平成 18）年 3 月、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいをもちながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築をめざして、「富山県高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、高齢者の権利擁護体制の整備などの施策に取り組むこととしています。（平成 18 年 3 月末策定予定）

人権に関する県民意識調査においても、「高齢者をねらった悪徳商法が多いこと」、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」などが、高齢者に関する事柄で人権上問題があると思われる、と多くの人が答えています。

4 障害者

本県の身体障害者は 47,001 人（2004（平成 16）年度末身体障害者手帳所持者）、知的障害者は 6,332 人（2005（平成 17）年度知的障害児（者）実態調査）であり、年々増加しています。また、精神障害者は 22,700 人（2002（平成 14）年厚生労働省患者調査に基づく推計値）と推計されています。

さらに、高次脳機能障害や発達障害、性同一性障害等これまで明確な位置付けがされてこなかった障害等への対応が望まれています。

我が国では、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、1982（昭和 57）年に障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。現在は、2003（平成 15）年度から 2012（平成 24）年度までを計画期間とする「障害者基本計画」及び同計画の前期 5 年間に重点的に行う施策と達成目標を定めた「重点施策実施 5 か年計画」により、障害者施策の総合的な推進が図られています。

「障害者基本計画」は、「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念を前計画から継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の下に、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現をめざしています。

本県においても、2004（平成 16）年 6 月に「新とやま障害者自立共生プラン」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」の実現をめざし、障害福祉施策の一層の充実を図

っています。

しかし、障害者の社会参加・参画をより実質的なものとするには、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。このため、2004（平成16）年6月には「障害者基本法」が一部改正され、障害を理由とする差別禁止理念の明示、「障害者の日」（12月9日）から「障害者週間」（12月3日から9日）への拡大等がなされました。

内閣府が2004（平成16）年12月に実施した「障害のある当事者からのメッセージ」の意見募集に多く寄せられた意見は、「外見で分かるものだけが障害ではなく、外見では分からないために理解されずに苦しんでいる障害もある」、「本人や家族の努力だけでは解決できないことが多くある」、「障害があっても働きたいと願っているので、働くための支援や働く場を確保して」などでした。

人権に関する県民意識調査においても、「障害や障害のある人について、人々の理解が不足していること」、「就労の機会が少なく、また職種も限られていること」（身体障害者及び知的障害者の雇用率 2005（平成17）年 1.52% 全国 1.49% 法定雇用率 1.8%）、「障害のある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと」などが、障害者に関する事柄で人権上問題があると思われる、と多くの方が答えています。

5 HIV感染者等

1999（平成11）年4月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」の前文においては、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」とされています。

後天性免疫不全症候群（AIDS）は、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染し、数年間の潜伏期間を経て発症する感染症ですが、その主な感染経路は、性的接触、注射器具の共用・輸血、母子感染の三つに大別されます。入浴・食器の共用など、通常の日常生活においては感染せず、また性的接触の際においても注意事項を守ることにより、感染を防ぐことができます。

本県においては、「世界エイズデー」（12月1日）を中心とする11月から12月に、厚生センターを中心としたエイズ予防キャンペーンを展開し、講演会やパンフレッ

トの配布等を通じて、エイズに関する正しい知識の普及に努めています。

人権に関する県民意識調査においても、HIV感染者・エイズ患者の人権を守るために必要なことは、「HIVに関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する」ことである、と多くの人が答えています。

6 ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病の治療法が確立されていない頃は、後遺症として顔や手指、足などに変形を残すことがあり、そのことで、罹患した方々は、いわれのない差別や偏見を受けました。

当時の患者らは、隔離政策によって療養所生活を余儀なくされ、治療法が確立された後も、らい予防法が廃止されるまで人権を無視した生活を強いられました。

このような間違った政策や認識が、大きな社会問題を巻き起こしました。

平成8年には、「らい予防法」が廃止され、長く続いた隔離政策に終止符が打たれましたが、ハンセン病に対する人権問題は、いまだに残っています。

本県では、このようなことが起こらないよう、ハンセン病に対する正しい知識の啓発、普及に努めています。

また、現在も療養所に入所している方には、社会復帰のための協力（入所者の里帰り事業等）や、社会復帰者への生活支援なども必要であると考えています。

人権に関する県民意識調査においても、ハンセン病患者・元患者等の人権を守るために必要なことは、「ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する」ことである、と多くの人が答えています。

7 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件による身体への直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な様々な二次的被害を受けています。

とりわけ、精神的被害の問題は極めて深刻であり、犯罪による著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要とする犯罪被害者等が増加している状況にあります。

犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。

また、犯罪被害者等の多くの方は、被害の責任があるかのように誤解され、周囲の好奇の目にさらされたり、支援体制の不備等から必要な支援を十分に受けられなかったりして、疎外感・孤立感にさいなまれています。

近年、犯罪被害者等が受ける被害の深刻さが社会的に認識されるようになり、2005（平成17）年4月には、犯罪被害者等基本法が施行されました。この法律によりすべての犯罪被害者等は、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」ことが明記されました。国及び地方公共団体は、同法を踏まえ、今後、給付金の支給に係る制度の充実や保健医療サービス・福祉サービスの提供など、被害者支援制度の充実・見直しを図っていく必要があります。

本県では、犯罪被害者等の精神的な負担の軽減を図るため、県内すべての警察署等に被害者支援員を配置し必要な支援の提供を行っているほか、犯罪被害者等の様々な要望に対応するため、民間被害者支援団体を中心とした官民協働による長期的かつ総合的な支援体制の構築に努めています。

犯罪被害者等の人権を擁護し、いつ誰が被害者となっても直ちに必要な支援が総合的かつ継続的に提供される安全で安心なまちづくりを推進することが今後の重要な課題であり、引き続き、県民に対する周知と啓発に努めていく必要があります。

人権に関する県民意識調査においても、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」などが、犯罪被害者等に関する事柄で人権上問題があると思われる、と多くの人が答えています。

8 同和問題

我が国固有の人権問題である同和問題は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職等において不公平に扱われたりするなど、様々な社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられているという問題です。

この問題を解決するため、総理府に同和对策審議会が設置され、1965(昭和40)

年に提出された答申がその後の同和対策の基礎となっています。

この答申では、前文において「いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とされ、同和問題を人権問題として明確に位置づけ、「その早急な解決こそ国の責務」であり、「国民的課題」であるとしています。

この答申を受けて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後数次にわたる立法措置により同和行政が推進されてきましたが、2002(平成14)年3月に終了しました。

本県内には、同和地区は歴史の過程において存在しましたが、現在その実態を把握することは困難です。

しかし、依然として、同和問題に関する偏見や差別意識があり、インターネット上での書き込みなどによる差別事象が見られます。

また、県内にも同和関係者が居住されていることが指摘されています。

一方、全国的な同和問題に関する意識調査(1993(平成5)年度同和地区実態把握等調査(総務庁))において、同和地区の起源に関する理解度が不十分であるとされ、また、人権に関する県民意識調査において、「同和問題に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」について、「わからない」と答えた人の割合が多いことなどから、県民の同和問題に対する理解が必ずしも十分とは言えない状況にあると考えられます。

9 アイヌの人々

アイヌの人々は、日本語とは異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣をはじめ、固有の伝統と文化を有する民族です。

しかし、近世以降、松前藩による支配や明治以降の北海道開拓の歴史において、いわゆる同化政策が進められたことなどにより、今日では、固有の伝統と文化は、十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

一方、国民の間においては、アイヌの人々の歴史や伝統、文化に対する理解が十分とは言えず、また、誤った認識により、差別や偏見が依然として存在しています。

このため、国においては、1997(平成9)年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」という。)を制定し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指

すこととしています。

10 外国人

本県においては、1990(平成2)年5月、「出入国管理及び難民認定法」が施行されたことを契機として、外国人登録者が、1989(平成元)年末の2,777人に比べ、2005(平成17)年末には14,431人に達するなど著しく増加し、中国人や就労を目的に来日する日系ブラジル人をはじめ、多くの外国人が居住しています。

また、近年、大学等に学ぶ留学生も著しく増加しています。

さらに、国際定期航空路線の開設や対岸貿易等により、観光や国際ビジネスを目的として、県内の空港、港湾を利用して入国する外国人も大幅に増加するなど、一段と国際化が進展しています。

こうした状況のなか、本県においては、環日本海交流の促進と世界に開かれ貢献する富山県の創造をめざした「富山県国際立県プラン」(1990(平成2)年3月策定)や富山県民新世紀計画(2001(平成13)年5月策定)などに基づき、国際理解の増進、国際交流基盤の整備や国際交流・国際協力の推進を図っています。

しかしながら、文化、生活習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した、地域社会や雇用の場などにおける偏見や差別の問題があります。

人権に関する県民意識調査において、外国人の人権擁護についてあなたの意見はと聞いたところ、「外国人は、差別的扱いを受けることなく、日本人と同じように人権は守るべきだ」と、多くの人が答えています。

11 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や刑の執行を猶予された人が、偏見や先入観により、就業の機会に恵まれないことなど、社会に受け入れられないケースがあります。

既に社会的な制裁を受け、更生を目指す人たちの人権が損なわれることとなれば、逆に一般社会が再犯の要因を創り出すことにもなりかねません。

犯罪や非行に陥った人たちの更生を支援するとともに、犯罪や非行を未然に防止するため、更生保護制度がありますが、保護司やこれを支援する組織が行う犯罪者の改善更生や犯罪予防活動は、地域社会の理解と協力がなければその目的を十分に達成することはできません。

また、刑を終えて出所した人の家族の人権が侵害されることも、決してあってはなりません。

人権に関する県民意識調査においても、近所の人々が刑を終えて出所した人であるとわかったときあなたはどうしますかと聞いたところ、「つきあいは変らないがいろいろ気を使ってつきあう」、「これまでと同じように親しくつきあっていく」と多くの人が答えています。

12 インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者へ向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の発信などがあります。

いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載など、人権に関わる問題が発生しています。

13 その他

人権問題は、1 から 12 までにおいて記述した問題にとどまりません。

職業等に対する理由のない偏見や差別の問題、個人情報流出、マスメディアの興味本位の、または過度の報道によるプライバシーの侵害、性同一性障害者及びホームレスへの偏見や差別なども、大きな社会問題となっています。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

人権教育及び人権啓発の推進にあたっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚が十分身に付くことができるよう、あらゆる機会を通じて取り組む必要があります。

1 学校教育

【現状と課題】

学校教育は、人間尊重の精神を育てるうえで極めて大きな役割を担っています。

本県においては、教育委員会の重点施策として、人類普遍の原理である自由・平等の原則と憲法及び教育基本法の精神に則り、社会に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を図ることを掲げています。

このため、教職員に対する人権に関する研修会の開催や、指導資料等の作成・配布など、人権意識の高揚に努めています。

また、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実のため、研究指定校による実践的な取組も行っています。

さらに、各学校においては、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、人権の問題について学習するとともに、福祉施設等におけるボランティア活動への取組、高齢者や障害のある人、外国人等との交流など、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。

しかしながら、いじめの問題などに見られるように、少子化による影響や生活体験や社会体験等の不足などから、知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身に付いていない面も見受けられます。

そのため、家庭や地域社会との連携を図りながら、人権尊重の精神を育む教育の一層の推進が求められています。

また、幼児期の教育は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要です。

幼稚園（保育所）教育の充実と小学校教育との関連について理解を深め、連続的な発達を図ることも大切です。

【施策の方向】

幼児児童生徒一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、差別や偏見をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進します。

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点にたつて、教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権を尊重する心と態度を育てます。

差別や偏見を許さない雰囲気づくり

児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解し、いじめの問題、障害のある人に対する差別、同和問題など、あらゆる差別や偏見に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨み、勇気をもって正しい行動をとることができる心と態度を育てます。

互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

互いの違いやよさを認め合い、共に学ぶことや活動をする楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

心に響く体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

幼児児童生徒の発達の特徴をふまえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、体験的な活動の充実に努め、人権を尊重する心と態度を育てます。

例えば、幼稚園（保育所）においては、幼児の発達の特徴をふまえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせるとともに、集団の中で一人ひとりが生かされる遊びを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むように努めます。

また、小学校、中学校及び高等学校においては、自然体験、生活体験や社会体験、高齢者や障害者等との交流など、豊かな体験の機会の充実に努め、豊かな心を育てます。

国際理解・国際協力に関する教育の推進

帰国児童生徒から外国生活等についての体験を聞いたり、外国語指導助手（ALT）や外国人児童生徒との交流を深めるなど、外国の人々の生活や文化について理解を深め、相互に協力して生きていく心と態度を育てます。

(2) 幼 (保) ・ 小 ・ 中 ・ 高の連携による人権教育の推進

心の発達連続性を図り、幼稚園 (保育所)、小学校、中学校及び高等学校の教育の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。

特に、幼児期の教育については、人間形成の基礎をつくる重要な役割を担っていることをふまえ、幼 (保) ・ 小の一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

(3) 学校としての取組の点検・評価

指導計画・取組について、教職員、児童生徒、保護者による評価を取り入れ、計画と取組の見直しと改善に努めます。

(4) 教育委員会における研修や相談体制の取組

悩みを受け入れる相談体制の充実

スクールカウンセラーやカウンセリング指導員の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

また、保護者からも気軽に相談に応じられる体制の整備に努めます。

教職員に対する研修等の充実

人権に関する研修会の実施や指導資料等の作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組などにより、人権教育の一層の充実に努めます。

また、研修会等においては、具体的な事例による研修を進め、教職員自身の人権に対する感性を磨くとともに、人権の侵害を生み出す背景や解決のための対策を明らかにし、差別や偏見をなくするための指導に生かすよう努めます。

(5) 大学等高等教育機関における人権教育の推進

大学等高等教育機関においては、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、人権教育の成果を確かなものにすることが必要です。

このため、人権教育の取組が継続して行われ、さらに充実することをめざし、県立大学においては、関係科目を通じての人権教育の充実に努めるとともに、国、私立大学等に対しては、関係科目の新設・継続や講座の開設などを要望していきます。

2 社会教育

【現状と課題】

社会教育においても、様々な学習機会を通じて県民一人ひとりの意識を高めるために、人権教育の推進が求められています。

1992(平成4)年7月の生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策」においては、社会の急激な変化に対応し、心豊かな人間の形成に資するため、人々が学習する必要がある現代的課題の一つとして「人権」が取り上げられており、生涯学習の中で学習機会を充実すべきことが提言されています。

本県においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設において、学習会や講座の開催、交流活動の実施など、学習機会の提供に取り組んでいます。

また、社会教育の指導者である社会教育主事や公民館主事等に対し、研修会の開催や人権教育に関する指導資料の作成配布を行うなど、指導者の養成と資質の向上を図っています。

しかし、人権に関する学習は、ややもすると知識伝達の講義的学習に偏りがちで、概念的な把握にとどまり、参加意欲を削ぐこと等も指摘されています。

さらに、人間形成の出発点である家庭においては、親の差別的な意識が親の言動を通して子どもに悪影響を与える場合が少なくない、との指摘があります。

加えて、近年の核家族化や少子化の進行により、家庭の教育力の低下が指摘されており、従来家庭で身につけるものとされてきた、子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識などが十分身につけていない、などの問題も提起されています。

こうした状況から、本県においては、家庭教育に関する学習に接する機会が少ない親等のために、企業と連携した家庭教育への支援事業を推進したり、就学時健診等における家庭教育講座や親子のふれあいを深める体験活動の場の提供、子育て等に関する相談体制の整備など、多様な家庭教育の支援に取り組んでいます。

県民一人ひとりが子どもの健全育成を図る気運を醸成するとともに、家庭においては、親自身が偏見を持たず、差別しないことを日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが、強く求められています。

【施策の方向】

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進します。

教育関係者に対する研修の充実

社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育団体関係者、教職員等を対象にした研修を充実し、人権教育に関する指導者の養成を図ります。

研修資料の作成・配布、学習教材の充実

人権に関する研修資料の作成・配布、学習教材の一層の充実を図ります。

地域社会における学習機会の充実

地域住民を対象に、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実を図ります。また、参加体験型の学級・講座を開催するなど、学習機会の充実を図り、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めます。

家庭教育の支援体制の充実

子育てに関する相談体制、親子のふれあいを深めることができる体験活動等を充実し、良好な親子関係を築くための支援体制を充実します。

また、人権感覚が乳幼児期から育成されるよう、家庭教育に対する学習機会の充実や情報の提供などの一層の充実を図ります。

連携の強化

対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校教育機関、人権擁護機関などの連携の強化に努めます。

3 企業その他一般社会

【現状と課題】

県民に対する人権啓発活動については、広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、県民一人ひとりが人権を尊重する重要性を認識するとともに、日常生活における態度や行動に根付くよう、各種講演会の開催をはじめ、啓発資料等の作成・配布、県職員や市町村職員の研修会の開催など様々な啓発活動を行っています。

また、企業に対しては、社会的責任の重大さに鑑み、公正採用選考人権啓発推進員の設置や研修の実施を要請するとともに、研修教材の貸し出しや情報提供等を行っています。

一方、各企業においても、個々の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われています。

具体的には、従業員に対して行う人権に関する研修や県が主催する講演会への

参加などの方法により行われています。

このように、様々な態様で人権啓発活動を実施していますが、その内容・手法が必ずしも県民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないという指摘もあります。

特に、啓発活動を実施するにあたって、マスメディアを効果的に活用する必要があるとの意見が多く出されています。

また、知識の習得に止まり、県民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。

【施策の方向】

本県においては、人権啓発に関する施策を、様々な態様で行ってきましたが、県民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身につけるためには、今後とも地道にねばり強く啓発活動を続けていくことが必要です。

そして、真に県民の理解や共感を得るためには、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることに併せ、具体的な人権課題に則し、県民にとって親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるよう努めることが必要です。

これらのことを踏まえ、特に次の施策を推進します。

マスメディアによる効果的な啓発の実施

より多くの県民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるために、テレビ等によるスポット広告等の企画・実施に努めます。

人権教育・啓発の総合的な推進を図るための、地方法務局、市町村等との連携の強化

人権教育・啓発活動については、地方法務局、人権擁護委員連合会や市町村との密接な連携のもと、「人権啓発活動ネットワーク協議会」を設置するなど、さらに総合的に推進していきます。

講演会、啓発資料の作成など一般啓発活動の充実

一般県民に対する人権啓発講演会の充実、啓発資料の配布などにより、啓発活動を積極的に推進します。

企業に対する啓発活動の推進

就職の機会が均等に確保されるようにするため公正採用選考人権啓発推進員の設置を強く働きかけるとともに、同推進員の確保と資質の向上を図るため研修

機会の充実に努めるよう、富山労働局に要請します。

また、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を自覚するとともに、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)や指針の周知の徹底を図るなど、企業に対する啓発活動の充実に努めます。

4 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を築くためには、あらゆる人々に対し人権教育を受ける機会を提供していくことが必要です。

とりわけ、県民の人権に関わりの深い特定の職業に従事する人々に対して、人権教育に関する取組を強化する必要があります。

そこで、特に、次に掲げる職業に従事する人々に対する人権教育の充実に努めます。

また、人権問題は、複雑な事情がからみ合っている場合が多く、異業種間による横断的な連絡調整に努めるとともに、参加体験型の研修会を実施するなど、効果的な手法を取り入れていくことが重要です。

(1) 教職員及び社会教育関係職員

児童生徒学生に人権尊重の精神と態度を育てるうえで、学校教育が極めて大きな役割を果たしています。

つまり、学校の教職員は児童生徒に人権教育を直接指導するという重要な役割を担っていることから、教職員自身が人権尊重の理念を理解し、体得することが不可欠です。

また、幅広い県民のニーズに応じて行われる社会教育においても、社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員の人権教育に関する指導力と資質の向上が求められています。

このため、教職員等教育関係者に対する研修を充実するとともに、人権教育に関する研修資料の作成・配布や学習教材を充実することにより、人権に関する理解・認識が一層向上するよう努めます。

(2) 医療関係者

医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、患者の人権に対する深い理解と認識が求められています。

したがって、日々、患者に接している医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等医療関係者は、人権意識をより一層身に付ける必要があります。

このため、県職員については、新任職員研修等各種研修を実施するなど、人権教育の充実を図ります。

また、医療関係の各種学校や養成所に人権教育の拡充を働きかけるほか、医療関係団体に対しても、人権意識の高揚を図るよう要請します。

(3) 保健・福祉関係職員

子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多いケースワーカー、民生・児童委員、保健師、社会福祉施設職員等の日常業務は、対人サービスを提供することであり、常にプライバシーの保護をはじめ人権に配慮した対応など、人権に対する深い理解と認識が求められています。

このため、県職員については、新任職員研修等各種研修の充実に努めるとともに、市町村、関係団体等が実施する研修に講師を派遣するなど、研修の充実に対し支援します。

また、保健・福祉関係職員を養成する各種学校等に対し、人権教育の充実を図るよう要請します。

(4) 消防職員

消防職員は、その業務が住民の生命、財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められています。

このため、消防職員に対しては、消防学校において初任者及び幹部職員の人権教育を充実します。

また、それぞれの市町村に対し、消防職員に対する人権教育が継続的に実施されるよう要請します。

(5) 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持など、人権に密接に関わる職務を担っており、すべての警察職員が人権に関するきめ細かな知識と感性を身につけることが求められています。

このため、人権を尊重した職務執行を徹底するため、職務倫理教養及び適切な市民応接の推進並びに被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び警察学校における教育訓練を充実します。

(6) 公務員

県民に奉仕する立場にある公務員に対しては、人権問題を正しく理解し、人権感覚を十分身に付けることが厳しく求められています。

このため、県職員に対しては、人権に関わる研修や啓発資料の配付などをより一層充実するとともに、職員研修所等における講義形式による研修に加え、より高い人権意識の醸成を図るための方策を工夫し、その充実に努めます。

また、市町村に対しては、人権に関わる研修を支援するほか積極的に各種情報の提供を行うなど、広く市町村職員の人権意識の向上が図られるよう支援に努めます。

(7) マスメディア関係者

情報化社会と言われる今日、マスメディアは県民生活と密接に関わっており、県民の人権尊重の意識を形成するうえで大きな影響力をもっています。

一方、事件の報道に関し、個人のプライバシーの侵害などの人権問題が発生するなど、倫理的見地から人権に関わることも多い側面を有しています。

このため、マスメディアの関係者に対して、報道活動を通じて人権尊重の意識形成に積極的に取り組むよう要請するとともに、常に人権に配慮した報道が行われるよう強く要請します。

第4章 重要課題への対応

女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、ハンセン病患者・元患者等、犯罪被害者等、同和問題、アイヌの人々、外国人、刑を終えて出所した人等、インターネットによる人権侵害など、人権が侵害されているか、もしくは人権保障が十分でない人々に対して、それぞれの固有の問題点について十分留意しつつ、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からきめ細かく対応し、問題の解決を図っていくことが極めて重要です。

1 女性

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会の実現をめざし、男女共同参画の環境づくり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護対策の充実、男女が安心して働くことのできる就業環境の整備などを推進します。

(1) 男女共同参画の環境づくり

意思決定の場への女性の参画を進める環境づくりを行うなど、男女があらゆる分野における活動に対等に参画できる機会を確保するため、男女共同参画計画を着実に推進します。

(2) 男女共同参画の意識づくり

県民共生センターの各種講座や研修等の充実を図るとともに、男女共同参画推進員による地域における意識啓発活動の推進や中学生向け男女共同参画副読本の配布等により、男女平等意識の確立に努めます。

(3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護対策の充実

「女性への暴力根絶キャンペーン」の実施など意識啓発の充実により、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進するとともに、被害者からの相談受付体制や保護体制の充実強化、被害者の就業や住宅確保などの自立支援対策の充実

強化を図ります。

(4) チャレンジ支援機能の充実

「働く」、「起業」、[N P O] 等、様々な分野への女性のチャレンジを支援するため、県民共生センターのチャレンジ支援機能の充実に取り組みます。

また、農林水産業や商工業等の分野における女性の参画促進を図ります。

(5) 男女が安心して働くことのできる就業環境の整備

仕事と家庭の両立支援を図るため、「一般事業主行動計画」の策定・届出の普及啓発や事業所内保育所の設置促進など働きやすい就業環境の整備を進めるとともに、企業における女性の管理職への登用を働きかけます。

2 子ども

子どもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する一人の人間として尊重される社会の実現をめざし、子どもの権利に関する啓発活動の推進や、関係機関の緊密な連携による児童虐待防止対策の充実、子どもの発達段階に応じた心の教育の推進、学校や家庭における悩み等に対応できる相談体制の充実などを推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止ネットワークの設置を促進し、関係機関・団体、住民などが連携・協力し、地域ぐるみでの児童虐待の予防、早期発見・早期対応、被虐待児の自立支援に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

(2) 子どもの権利に関する啓発活動の推進

子どもに影響がある事柄に関して子どもの意見を尊重したり、子どもの参加を促進するとともに、子ども自身や親を含めた社会一般に対し子どもの権利に関する啓発活動を進めます。

(3) 子どもの発達段階に応じた心の教育の推進

子どもの発達段階に応じて、教育活動全体を通じた人権尊重教育、互いに尊重しあう心と態度を育てる教育活動、感動を味わえる体験学習や活動の工夫・拡充と家庭や地域と連携した取組、教職員に対する校内研修の充実による人権尊重教育などの推進を図ります。

(4) 学校や家庭における悩み等に対応できる相談体制の充実

学校においては、いじめ等に対応するため、スクールカウンセラーやカウンセリング指導員等の効果的な配置と保健・医療関係の専門家等との連携など、相談体制の充実を図ります。

また、家庭における子育ての不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実や子育てに関する情報の提供など、子育て支援のためのネットワーク化を推進します。

(5) 家庭教育に関する学習機会の充実

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する 学習機会の充実や 親の意識啓発などに努めます。

(6) 地域ぐるみで子どもを育てる機会の充実

地域ぐるみで子どもを育てていくという視点から、公民館、児童館及び児童館的機能を有する施設など、地域における子どもの活動拠点の整備・活用を促進するほか、学校外活動の指導者や支援ボランティアの確保・養成などに努めます。

(7) 留守家庭の子どもの健全育成

学校の授業の終了後に適切な遊びや生活の場が提供されるよう、学童保育の充実や児童館等の施設の拡充、ボランティア活動に対する支援などに努めます。

3 高齢者

すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいをもちながら住み慣れた地域で安心して暮らし、活動できる社会の実現をめざし、意識啓発活動の推進、高齢者の社会参加のための活動の促進、各種相談機能の充実、知識や技術を生かす機会

の拡充などに努めます。

(1) 高齢者の人権や福祉に対する意識啓発活動の推進

高齢者に対する偏見を取り除き、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、正しい理解と相手を思いやる心を育むため、学校の教育活動の中で、施設等との交流学习を進め、児童生徒が高齢者とのふれあいを体験する機会やボランティア活動への参加を推進するほか、敬老の日、老人保健福祉週間等の行事を通じて、県民一人ひとりに高齢者の人権や福祉について、関心と理解が深まるよう取り組みます。

また、近年の高齢者虐待に対する深刻な状況や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を踏まえ、虐待の防止や早期発見・早期支援のための広報・啓発活動、高齢者虐待に対応する職員の資質向上などに取り組み、高齢者が尊厳を保持し、安心して暮らせる社会の実現に努めます。

(2) 高齢者の社会参加のための活動の推進

高齢者の生きがいづくりを支援するため、子どもたち等との異世代交流や生涯学習、文化、スポーツ活動など、高齢者が参加しやすい活動の場や機会を充実するとともに、情報提供の強化を図ります。

(3) 各種相談機能の充実

高齢者及びその家族が抱える各種の心配ごと、悩みごとに対する相談体制の充実や、各種の相談機関の連携を強化します。

また、判断能力が不十分な高齢者等に対し、福祉サービスの利用援助等を行う相談体制の整備や日常生活を支援するスタッフの確保・養成を図ります。

(4) 高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充

意欲のある高齢者が、その豊富な知識や経験等を生かし、地域社会に貢献できるように、就業やボランティア活動の場の提供に努めます。

4 障害者

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するために、思いやりと助け合いの心の醸成や障害に対する理解の促進、心理、制度、建物などソフト・ハード両面にわたるバリアフリー化を推進するとともに、県民みんなで福祉に取り組む体制を整えます。

(1) 啓発・広報活動の推進

様々な媒体を通じた広報活動により、障害を理由とする差別禁止など障害者基本法の理念等の浸透を図ります。

また、「障害者週間」(12月3日から9日)を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・友情の図画募集等、各種行事を展開するなど、広報啓発活動を計画的に推進し、県民の障害及び障害者に対する正しい理解の促進を図ります。

(2) 福祉教育の推進

学校において、福祉絵本や副読本の配布、特殊教育諸学校との交流教育、「総合的な学習の時間」などの活用やボランティア活動普及事業等の推進により、児童・生徒の福祉に関する理解の促進を図ります。

また、市町村や社会福祉協議会などが地域等において開催する障害者福祉に関する各種大会や講座、介護・福祉に関する生涯学習講座等を通じて、地域住民の障害者に対する正しい理解の促進を図ります。

(3) 交流・ふれあいの機会の充実

県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う文化活動、スポーツ大会等の各種行事を通じて交流・ふれあいを促進します。

また、県民のボランティアへの理解と参加を推進するとともに、ボランティア活動のネットワーク化や交流活動を推進します。

(4) 福祉のまちづくりの計画的推進

県や市町村の行政だけでなく県民みんなが参加し連携して福祉に取り組む体制の整備を推進します。

また、県民福祉条例等に基づき、県、市町村、事業者、県民が一体となって、

障害者、高齢者、児童等すべての人々が暮らしやすい福祉のまちづくりを計画的に進めます。

(5) 生活環境の整備

住まいや道路等のバリアフリー化をさらに進めるとともに、バリアフリーの考え方をさらに進展させた、最初からすべての人に利用しやすいデザインをめざす「ユニバーサルデザイン」の考え方を広く県民に浸透、普及させるための施策を推進します。

また、交通安全対策や防災・防犯対策の充実を図ります。

(6) コミュニケーション支援体制の確立

障害のある人とない人との間のデジタル・ディバイド（IT（情報通信技術）の利用機会及び活用能力による格差）を解消するための取組を推進するなど、障害者のITの活用を積極的に支援します。

また、生活に必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話通訳者等の養成・派遣を行うなど、意思疎通の困難な障害者のコミュニケーションを支援します。

(7) 権利擁護の推進

「障害者110番」運営事業により、障害者の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制を充実します。

また、地域福祉権利擁護事業により、高齢者や知的障害者・精神障害者の権利擁護のための相談・援助を充実するとともに、成年後見制度の普及啓発に努め、利用を促進します。

(8) 雇用・就労の促進

障害者自身の職業能力開発を支援していくとともに、事業主や一般社会への障害者雇用・就労に対する理解を深めるため、富山労働局等と連携して障害者ワークフェアや街頭キャンペーン等を実施します。

障害者雇用推進員による障害者雇用施策の周知・啓発、事業所における求人情報の収集等を行うとともに、奨励金を支給するなど、障害者雇用の促進を図ります。

また、一般雇用による職業的自立が困難な重度障害者等の就労の場を確保するため、授産施設等の設置や運営の支援を推進するとともに、作業内容の充実や販路の確保を図ります。

(9) 社会参加活動の推進

ボランティアの養成・派遣や各種生活訓練を行う社会参加促進事業を推進し、障害者の生活能力の向上を図るとともに、社会活動に必要な援助を行います。

また、障害者が日常的に気軽にスポーツに親しみ参加できるよう障害者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、県民みんなが参加して楽しめる機会を増やし、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

5 HIV感染者等

感染症の患者等に対しては、1999(平成 11)年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)の理念に基づき、偏見や差別を解消し、これらの人々の人権を尊重していくことが大切です。

このため、1999(平成 11)年 10 月、感染症法に基づき国が策定した「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、県民に対し HIV 感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、HIV 感染者等に対する相談支援体制の充実に努めます。

また、細菌性赤痢や腸管出血性大腸菌感染症など、その他の感染症患者等についても、感染症発生時における感染症法に定められた諸手続を遵守し、患者等の人権に配慮するとともに、県民に対して感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

(1) HIV 感染症に関する正しい知識の普及・啓発

世界エイズデー(12月1日)におけるエイズ予防キャンペーンの実施、パンフレットの作成・配布、各種講演会の開催などにより、地域、職場、学校などと連携を図り、HIV 感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努め、偏見や差別の解消に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

H I V感染者・エイズ患者等に対する心理的な支援を行うため、相談窓口の充実に努めます。

(3) 感染症発生時における患者等への人権の配慮

細菌性赤痢や腸管出血性大腸菌感染症などの感染症発生時においては、感染症法に基づく健康診断や入院、感染症のまん延を防止するための消毒などの措置について、患者等に対する十分な説明と理解のもとに行うことを基本とし、インフォームド・コンセントに基づく医療の提供が徹底されるよう努めます。

また、これらの感染症患者等に対する偏見や差別をなくするため、パンフレット等の作成・配布などにより、感染経路や予防方法など、正しい知識の普及・啓発に努めます。

6 ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病患者・元患者等の自立支援に取り組むとともに、患者・元患者等に対する根強い偏見や人権問題をなくすために、県民にハンセン病に対する正しい認識をより一層深めていく啓発活動を推進します。

(1) 患者・元患者等への自立支援

治療は完治しているが、社会復帰が困難な方々に、ふるさと交流事業を行い、社会復帰の足がかりを築きます。

また、地元新聞や郷土品などの送付事業も行います。

社会復帰された方々の生活支援や相談体制を整備し、安心して生活できる社会づくりに努めます。

(2) ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発

人権啓発講演会などの場を活用し、積極的に普及・啓発を行います。また、学校関係者の研修会等においても啓発に努めます。

「ハンセン病について正しく理解する週間」にあわせて、ポスターやリーフ

レットを配布するほか、電光掲示板やホームページによる啓発を行います。

一般参加のイベントなどでパンフレットを配布するなど、多方面への啓発に努めます。

7 犯罪被害者等

犯罪被害者等のプライバシーを尊重し、県民一人ひとりが被害者の心情を十分理解し、被害者の心の痛みを思いやる心の醸成に努めるなど、犯罪被害者等に対する官民協働の支援体制の構築に向けて次の施策を推進します。

- (1) 被害者支援は、社会全体で行うものであるという意識の高揚を図るための広報活動を推進するとともに、被害者支援を県民に強くアピールするための普及・啓発活動の充実に努めます。
- (2) 被害相談窓口の広報に努めるとともに、相談員の適正配置や相談窓口のネットワーク化を図るなど、相談窓口機能の充実に努めます。
- (3) 地域ぐるみの支援体制や市民による支援組織が拡充されるよう支援します。

8 同和問題

地域改善対策協議会意見具申（1996(平成8)年5月）の趣旨を尊重し、すべての県民の同和問題に関する正しい理解と認識が深まるよう、啓発内容や手法に工夫を凝らしながら、すべての人の基本的人権を尊重し、次の施策を推進します。

(1) 人権教育の推進

学校教育においては、教職員の研修活動の充実、指導内容や方法の改善に努め、全教育活動を通じて、人権尊重の理念に基づいて、偏見や差別を解消し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てる教育活動を推進します。

また、社会教育においても、社会教育関係者などを対象にした研修事業の内容や方法を工夫し、人権尊重についての認識を深め、基本的人権の精神の涵養と実

践力の高揚を図る教育を推進します。

(2) 効果的な啓発活動の推進

効果的な啓発活動を推進するため、マスメディアを活用した啓発に取り組むとともに、講演会の開催、啓発資料の作成・配布等の見直しや拡充に取り組みます。

また、公務員は、基本的人権を尊重し、同和問題に対する正しい理解と認識を一層深め、自らの課題としてその解決に取り組んでいく役割を担っていることから、同和問題を重要な研修課題として位置づけ、各種の研修の充実に努めます。

(3) えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた啓発や教育の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を助長するものです。

このため、えせ同和行為の排除に向けて、地方法務局など関係機関と連携し、一層の啓発を行います。

9 アイヌの人々

アイヌ文化振興法等の趣旨をふまえ、国等と連携し、アイヌの人々が長い歴史の中で民族として独自の伝統や文化を培い、その保存伝承に努めていることについて、正しく理解し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、普及と啓発に努めます。

10 外国人

国際化の進展に伴い、外国人訪問者や在住外国人が飛躍的に増加している今日、諸外国の文化や生活習慣、価値観の違いなどを理解し、県民と外国人が共生し、外国人に差別のない、世界に開かれた地域社会の実現をめざし、相互理解を深めるための啓発活動と外国人が暮らしやすく、生き生きと生活できる基盤づくりを進めるため、以下の施策を積極的に推進します。

(1) 啓発活動の推進

学校教育や生涯学習の場における文化、生活習慣、価値観の違いなど国際理解に関する教育・学習や語学教育・学習の充実に努めます。

地域や各種団体による自主的な国際交流活動の促進に努めます。

県民が直接外国人とふれあう機会の拡大をはじめ、外国人が地域社会へ積極的に参加できるようにするための、地域の祭り、イベント等の情報提供の拡充に努めます。

外国人労働者への不当な差別を防止するための雇用主への啓発の徹底などに努めます。

(2) 外国人に配慮した地域づくり

医療、防犯、緊急時、災害時等各種生活情報の外国語での情報提供事業の充実に努めます。

外国人の住居等に関する悩み等に対する相談事業の充実に努めます。

公共施設等の案内板等の外国語又はローマ字併記の促進に努めます。

在住外国人の児童生徒に対する適切な教育機会の提供と教育現場における配慮の徹底に努めます。

在住外国人を支援する関係機関と連携し、行政サービスの充実に努めます。

(3) 外国人の地域理解の促進

外国人の日本語学習への支援や、我が国の歴史や文化、生活習慣など、地域理解のための学習機会の充実に努めます。

(4) 外国人の活動を支援するための基盤整備

(財)とやま国際センターの充実強化、ボランティアや民間交流団体への支援と、(財)とやま国際センターを中心とする相互連携の拡充などに努めます。

11 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人が、社会的更生を遂げ、健全な社会人として社会復帰するためには、社会全体の支援体制の確立と県民一人ひとりの理解と協力が必要です。

このため、刑を終えて出所した人の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会、更正保護事業協会、更生保護女性連盟等が連携し、社会を明るくする運動等を通じて、県民の意識啓発に取り組みます。

12 インターネットによる人権侵害

一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらえるよう広く県民に対して啓発活動を進めます。また、学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題や、情報化の進展が社会にもたらす影響など、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育を充実します。

13 その他

以上のほか、職業等に対する理由のない偏見や差別の問題、個人情報流出や、マスメディアによる興味本位の、または過度の報道によるプライバシーの侵害、性同一性障害者及びホームレスへの偏見や差別など、人権に関する様々な問題が存在しています。

これらの問題について、県民一人ひとりが正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重意識の高揚を図り、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

第5章 計画の推進

1 基本計画の推進体制

本計画を総合的、かつ、効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、「富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議」を中心に、全庁的な取組を進めます。

2 国、市町村等との連携

この計画を総合的、かつ、効果的に推進していくためには、国、県、市町村、企業、団体等がそれぞれの役割に応じ、横断的かつ、相互に連携協力していくことが重要です。

このため、国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組を進めます。

また、県及び市町村で構成する「富山県人権教育・啓発行政連絡協議会」において、地域に密着したきめ細かい人権教育・啓発をより一層推進するため、助言や情報提供を行うなど、市町村の取組を積極的に支援します。

なお、関係団体等の自主的な取組に対しては、講師の派遣、教材や情報の提供を行うとともに、横断的な連携の強化に努めます。

3 国際化社会への対応

国際化が著しく進展し、環日本海諸国をはじめ、世界の各地域との交流が活発化する中、お互いの文化の相違や価値観の違いを理解し、尊重することが、これまで以上に強く求められています。

このため、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図り、平和で人権が尊重される国際社会の実現に向け、異文化に対する理解と共生の心が育まれるよう努めます。

4 基本計画の見直し

人権教育を広く県民の間に浸透させるため、この計画の趣旨等について、様々な機会をとらえて周知を図ります。

また、この計画の推進状況について、逐次必要な点検を行うとともに、人権を取り巻く国の動向や社会状況の変化等により、変更を加える必要が生じた場合は、この計画の見直しを行います。